

第3回 火災防護検討会 議事録(案)

1. 日時 平成16年11月12日(金) 13:30~16:15

2. 場所 日本電気協会 4階 C会議室

3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員:内藤主査(中部電力),荒木(北海道電力),大倉(日立製作所),角谷(三菱重工業),島(北陸電力),田中(東京電力),長橋(日本原電),増田(中国電力)
(8名)

代理出席委員:江島(九州電力・笠代理),森田(四国電力・三原代理),吉田(電源開発・河野代理),吉永(関西電力・今井代理) (4名)

欠席委員:納本(東芝),熊谷(東北電力) (2名)

常時参加者:小嶋(日本原電),村田(関西電力)

事務局:平田

4. 配布資料

資料No.3-1 第2回 火災防護検討会 議事録(案)

資料No.3-2 火災防護指針改訂検討シート

資料No.3-3 火災防護指針改定に関する現状設計一覧

資料No.3-4 火災防護指針関連法規改訂内容(火災事象関連)

資料No.3-5 火災防護検討会活動計画表

資料No.3-6 原子力発電所の火災防護に関する海外指針類等の調査業務委託計画書

参考-1 原子力規格委員会 安全設計分科会 火災防護検討会(案)

参考-2 民間規格整備活動における新協会の役割分担について

5. 議事

(1) 前回議事録確認

事務局より,資料No.3-1に基づき,第2回 火災防護検討会 議事録(案)(事前に配布しコメントを反映済み)の説明があり,一ヶ所の誤記を修正することで了承された。

(2) J E A G反映要否検討状況について

田中委員,村田常時参加者,内藤主査,小嶋常時参加者,大倉委員及び角谷委員より,資料No.3-2に基づき,前回の検討会にて議論した国内法規類改定状況を本指針の改定に反映が必要か否かについてまとめた改定検討シートの説明があった。

その後,内藤主査より,資料No.3-3に基づき,検討件名について設備調査を実施するフォーマットの説明があり,このフォーマットを後日配布し,各社の設備状況を調査することの依頼があった。

これらに関する質疑の大略は以下のとおりであった。

- a) 「電気設備の技術基準の解釈について」第48条の変更に伴い「放出管の出口には逆火防止用の金網を設置すること」があるが、主放出管に適用項目であることを解説などに記載してはどうかとの意見があった。これに対して、改訂検討シートに記載されている文案でそれを読むことができるのではないかと意見がだされ、現状は文案どおりとすることとした。
- b) 非凝縮性ガス蓄積影響の記述については、技術基準及び火原協で作成しているガイドラインの内容を勘案しながら、文案を策定していくこととした。
- c) 建築基準法の改定では耐火性能が非損傷性、遮熱性、遮炎性に分けて扱われており、そのうち遮熱性と遮炎性については従来の最大2時間耐火から最大1時間耐火となり設備上の耐火性能の扱いが変更されている。本件をどのように反映していくのか継続して検討していくこととした。また併せて、火災継続時間の計算方法が法令で規程されたため、現状JEAGで採用しているNFPAハンドブックの手法と比較検討していくこととした。
- d) 調査した国内法規類の改定事項のすべてが指針に反映すべきことではないと思われるが、反映の可否をどのように考えるのかとの質問があった。これに対して、原則は原子炉の安全であり、原子力発電所の保安管理に必要な事項について反映していくこととするとの回答がなされた。また、消防法の変更のうち必要な事項などは、指針本文ではなく解説にまとめていくこととした。

資料No.3-2については、持ち帰り内容を精査しコメントがあれば内藤主査に連絡をすることとした。

また、指針のエディトリアル修正については、本シートではなく別のフォーマットを使ってまとめることとした。

(3) 火災関連不具合事象について

内藤主査から、資料No.3-4は原子力発電所の火災に関連する不具合事象をまとめたものであるとの前置きがあり、田中委員、内藤主査及び江島委員より、火災に関連する不具合のうち本指針に反映が必要と思われる事象について説明があった。

田中委員及び内藤主査より説明があった事象については改めて改訂検討シートにまとめることとし、江島委員より説明があった「米国の商用原子炉における最近の電気設備火災」については海外調査をおこなう時点で改めて検討することとした。

(4) 火災防護指針改訂スケジュールについて

内藤主査より、資料 No.3-5 に基づき、今年度は国内の関連法規の検討を行い、来年度から海外技術動向調査を実施していくこと及び規格作成の手引きに則って文案を策定していくことなど指針改定スケジュールの説明があった。また、JIS などの国内規格類の改定調査については、どのように対応していくのかを含めて別途検討をすることとした。

(5) 火災防護関連海外技術動向調査について

内藤主査より、資料 No.3-6 及び参考-2 に基づき、火災防護関連海外技術動向調査についての説明があった。

6. その他

(1) 新知見に限らず指針改定に反映すべき事項があれば適宜その項目を挙げ、検討、見直しをおこなっていくこととした。

(2) 次回の火災防護検討会は、1月下旬を目途で別途調整することとした。

以上